

◆松戸市福祉タクシー利用券の利用について◆

① 助成額

運賃から障害者割引額を引いた金額（上限720円）を助成します。

※迎車・予約等の運賃に含まれない料金については、使用することができません。

※1回の乗車で「1枚」ご利用いただけます。

② 利用できる会社 ※裏面参照

③ 利用方法

1) タクシー券をキリトリ線から切り離し、タクシー運転者に渡す。

2) 本人確認のため、手帳に貼付された「写真」をタクシー運転者に提示する。

※タクシー運転者が、手帳に記載された個人情報を記録することはありません。

3) 運賃から助成額（720円）を差し引いた料金を支払う。

④ 古いタクシー券について

余ったタクシー券がある場合は、松戸市障害福祉課宛にご返却ください（郵送可）

— 注意事項 —

- 1 この利用券は、本人（手帳所持者）以外は使用できません。（介護者同乗可）
- 2 この利用券を他人に譲渡することはできません。
- 3 紛失による利用券の再発行はできません。
- 4 市外への転出等により受給資格を喪失したときは、届け出るとともに、速やかに未使用の利用券を返還してください。 ※郵送可能（下記宛）
- 5 年度違いの利用券は、使用できません。必ず有効期限を確認してください。

※既に喪失（転出・死亡・障害非該当 等）手続きをした方で、タクシー券が届いてしまった場合は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

〒271-8588 松戸市根本 387-5
松戸市 障害福祉課 タクシー担当
TEL 047-366-7348
FAX 047-366-7613